

令和4年度労働報酬下限額

(1) 工事又は製造の請負契約（条例第6条第1項第1号関係）〔単位：円（1時間あたり）〕

No	職 種	労働報酬下限額	No	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,280	27	普通船員	2,400
2	普通作業員	2,220	28	潜水士	4,030
3	軽作業員	1,480	29	潜水連絡員	2,920
4	造園工	2,310	30	潜水送気員	2,830
5	法面工	2,700	31	山林砂防工	2,590
6	とび工	2,670	32	軌道工	3,980
7	石工	—	33	型わく工	2,730
8	ブロック工	2,840	34	大工	2,580
9	電工	2,350	35	左官	2,540
10	鉄筋工	2,560	36	配管工	2,290
11	鉄骨工	2,470	37	はつり工	2,850
12	塗装工	2,640	38	防水工	2,670
13	溶接工	2,920	39	板金工	2,460
14	運転手（特殊）	2,410	40	タイル工	2,430
15	運転手（一般）	2,100	41	サッシ工	2,810
16	潜かん工	3,520	42	屋根ふき工	2,700
17	潜かん世話役	4,170	43	内装工	2,860
18	さく岩工	2,790	44	ガラス工	2,620
19	トンネル特殊工	3,980	45	建具工	—
20	トンネル作業員	2,820	46	ダクト工	2,360
21	トンネル世話役	4,250	47	保温工	2,700
22	橋りょう特殊工	3,210	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	3,300	49	設備機械工	2,650
24	橋りょう世話役	4,030	50	交通誘導警備員 A	1,580
25	土木一般世話役	2,610	51	交通誘導警備員 B	1,330
26	高級船員	3,000			

（注）石工、建具工、建築ブロック工に該当する労働者等については、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ること。

（注）この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、960円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（条例第6条第1項第2号関係）

労働報酬下限額	960円（1時間あたり）
---------	--------------

※なお、上記両契約において、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、当該最低賃金額とする。ただし、10円未満の端数がある場合には10円単位に切り上げる。